

(別紙)

## 第三評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ b・c
保育園の玄関、園内の掲示板、事務室、各クラスなどに明文化された保育理念・保育方針・保育目標が掲示され、毎朝の打合せ時に唱和しており、職員、利用者、保護者などに周知されている。園のパフレット、園だより、地域たよりにも理念・方針・目標を記載し地域の方や来園者にもわかるようにしている。保護者会総会や保護者会などの集まりなどでは理念、方針について園長から説明をし、理解を得られるように努めている。		

#### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ b・c
「第5次宇都宮市総合計画」の分野別計画である「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」において、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを産み育て、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境整備を進める中、「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、宇都宮市の保育ニーズに対応する保育供給量の確保を進めており、公立保育所においても教育・保育の提供を担い、すべての子育て家庭への保育の提供を把握し、分析している。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	Ⓐ b・c
「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡大を図る必要があることから、竹林保育園の組織目標として、今年度の取り組みを明確にしている。		

#### Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ b・c
中・長期的には、「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」において、幼児期の学校教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び供給体制の確保方策、また、学校教育・保育の推進に関する体制の確保、関連施策の展開、総合的な推進体制が掲げられている。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	㉠・b・c
<p>「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、短期的な市保育課の組織目標として政策施策体系上の位置づけから、組織の果たすべき役割、保育ニーズや環境の変化を経て、重点課題として①子ども・子育て支援新制度の円滑な運用、②保育サービスの量的拡大による待機児童の解消、③職員の自己研鑽、OJT、各種研修などがあげられ、戦略的政策立案、施策・事務事業、経営改革、組織経営の4分類に3項目以上の事業が設定されている。これを受け、竹林保育園の組織目標を明確にし、職員一人ひとりが目標達成に向け、取り組んでいる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㉠・b・c
<p>職員会議で各年間行事（運動会、クラス懇談会、保護者総会、参観など）毎の反省をとおして年間行事計画が作成される。各行事などの準備打合せの際に職員全体で確認、実施している。また、各種委員会の実施活動により職員の意識の共通化を図ると共に質の向上を目指している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉠・b・c
<p>保護者会主催の総会や保護者説明会で年間行事計画を説明、周知している。総会では登園・降園や服装、持ち物などの共通項目と重要事項説明書の変更項目について説明し、クラス懇談会では年齢別（0歳～5歳児）のクラス毎に保育目標を定めた懇談資料で保育内容を説明。保育参観（0,1,2歳児）ではこれまでの事業内容などを園長から説明すると共に、組別の活動やねらいを念頭に活動内容とその参観ポイントなどを設定することによって現状の理解を得るべく努力している。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	㉠・b・c
<p>保育園の保育課程及び年齢別年間指導計画については、年度中間で評価・見直しを行なって後半の計画に反映推進している。加えて年度末に再評価し翌年度に活かしている。月別指導計画は月末に、日誌はその週末に評価し、各々翌月と翌週の計画に反映している。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
<p>前項の自己評価チェックリストによる評価結果、各クラスヒヤリハット・事故報告のそれぞれについて園内研修を行なっている。課題に対し改善計画を立て実施すると共に保育構想も見直し、その中で保育ビジョンとして取り組みを具体化している。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ b・c
<p>保育指針第7章の資料に基づき園内研修時に園長が説明することで、法令の遵守など園長自らの直接的な責務については当然のこと、職員自身のスキルアップへの動機づけや研修体制の充実について職員に周知している。緊急時の連絡網や防火管理責任組織、自衛消防責任組織など有事における組織体制も決められている。定例施設長連絡会の内容を職員に説明すると共に回覧している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ b・c
<p>「保育従事者の心得として」に基づいて守秘義務や保育従事者としての姿勢についての周知を図り、遵守すべき法令などについて園内研修で説明・学習している。更に宇都宮市としての環境マネジメントにも取り組み、省エネ、紙削減、リサイクルなどでエコオフィスを推進している。また消防法に基づく消防計画の周知及び避難消火訓練を実施している。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ b・c
<p>全国保育協議会が開催している「保育所長専門講座（保育所の将来ビジョン、新たな保育サービスの開発、保育事業戦略）」を受講するなど保育の質の向上に関わる課題を理解・分析している。また、目標管理も含めた職員の個別面談から各人の思いや希望を把握し、嘱託職員にはアンケートによって考えを知ることなどを通して各種勉強会や講習会などへの参加を図ることで指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	Ⓐ b・c
<p>職員の配置に欠員が発生しないよう、事前に加配伺いで業務がスムーズに執り行なえるように取り組んでいる。年間に2回職場懇談会を開催し、職場施設等整備から保育内容・方法まで全般について討議し、改善策を決めている。</p>		

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ b・c
<p>正規職員は目標管理で個人ごとに能力向上を目指すと共に日常業務改善などを推進してい</p>		

<p>る。嘱託職員は定められた目標項目に対して遂行能力の向上を図っている。また、職員研修体系に添って全職員の希望も取り入れながら育成に取り組んでいる。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>Ⓐ b・c</p>
<p>宇都宮市の人事評価制度により人事管理が総合的に実行されている。正規職員には勤続年数での昇進試験がある。年度末には意見や希望(異動など)を自己申告として提出できる。嘱託職員には業務に応じた研修会への参加の機会があると共に、個別での面談があり希望や意見を述べられる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>Ⓐ b・c</p>
<p>年間に2回の個別面談を実施しており、正規職員は目標管理を含め、嘱託職員にも個別に意見や意向を把握し、職場改善に活かしている。職員のアンケートでは、人間関係が良好で雰囲気も良く自由に意見交換ができ、挨拶・報告などがよく行われているなど働きやすい職場と思われる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>Ⓐ b・c</p>
<p>正規職員は個人ごとに目標管理シートを作成して達成目標に向かって取り組んでいる。達成目標は目標毎に、何を、どのレベルまで、いつまでに、どのように・課題克服のポイントなどを自ら設定する。課題に向かって研修を受講するなどし、達成状況の確認を最初は自己評価し、一次・二次と評価を受ける。嘱託職員は個別面接の内容からと保育園の保育計画を参考に各々の目標及び希望を加味し推進している。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>Ⓐ b・c</p>
<p>全国保育士会の倫理綱領に謳われている内容から「期待される職員像」を理解し全職員がそれを目標として各人が目標管理シートを作成することで克服すべき課題を把握し職員研修体系に基づいて教育や研修などを受けている。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>Ⓐ b・c</p>
<p>前項で記述の通り各人が克服すべき課題を把握しており、それらをもとに年度の研修等実施表(個人別、テーマ別、実施日など)が作成され、事前に人員の不足が発生しないように確保している。研修は階層別、職種別、テーマ別に分かれそれぞれの研修会に参加している。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>Ⓐ b・c</p>
<p>実習生の受入れは、受入れフローシートで対応ステップが決められており、受け入れマニュアルも作られている。実習実施の事前に依頼元(大学など)と実習内容などの事前打合せを行ない学習プログラムを作成する。実習終了時には反省会で実習生の疑問・質問への回答や、アドバイスなどを行なっている。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	Ⓐ b・c
市のホームページで情報公開をしており、その内容は保育方針、保育内容、年間行事、健診事項、その他（発達支援児保育有り、延長保育有り、育児相談など）である。保育園に「子育てサロン、なかよしクラブ」が併設され園庭開放や園行事への参加ができる。また、子育て相談業務や年に2回「わくわく保育園体験」も実施している。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	Ⓐ b・c
宇都宮市役所による定例監査を2年ごとに受けており、内部監査で事務、経理、取引などに対して確認している。		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ b・c
保育園内で、夏祭りの模擬店や各種ゲームに地域住民を招いたり、老人施設ケアパートナーを訪問し肩たたきや歌を歌ったりしている。年2回のわくわく保育園体験で市民との交流を行なっている。また、見学者を随時受け入れている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ b・c
ボランティアなどの受け入れのためのフローシートが作成されており実施のための手引きが整備されている。また、インターンシップの受け入れマニュアルで事前準備（スケジュール、指導者、オリエンテーション、事後報告会など）を定めている。ボランティア受け入れを保護者に通知し、理解と協力依頼も行っている。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ b・c
配慮が必要な家庭の園児に対しては児童相談所、宇都宮市子ども家庭支援室、その地区の保健師、発達支援児・支援の必要な園児では宇都宮市子ども発達センター、宇都宮市教育センターなどと連携をしており、相談の記録や関係機関との連携実施記録が取られている。関係機関などの電話番号一覧表が準備されている。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ b・c
保育園と併設の子育てサロン、なかよしクラブを通して、市民との交流機会を持ち、園の行事への参加や園庭の開放などを行なっている。世代間交流事業（地域活動事業）として地域		

の民生委員や自治会の方を園に招いて園児と交流したり高齢者施設を訪問して肩たたきや歌を歌ったりして喜ばれている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c
世代間交流事業の実施に伴い民生委員や自治会との交流がとれていることなどで、随時保護者からの子育て相談に対応している。子ども発達センターと連携を取りながら支援児や気になる子などに対応している。わくわく保育園体験に参加した親子には入園の動機づけになったり、幼児食が参考になったりしている。		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
保育理念・保育方針・保育目標を職員室はじめ、各クラスに掲示しており、職員の毎朝の打合せ時には唱和している。園内研修会や勉強会では全国保育士会倫理綱領や保育従事者の心得、子どもの権利とは（日本ユニセフ）、竹林保育園の保育構想などで確認しながら再認識を図っている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	Ⓐ・b・c
プライバシー保護に関する規定・マニュアルは倫理綱領（全国保育士会）、個人情報保護条例施行規則（宇都宮市）、保育従事者としての守秘義務（児童福祉法、地方公務員法）など、多方面の機関が定めた権利擁護に対して定めた倫理を職員に周知すべく、園内研修や勉強会などが行われている。日常対策面ではシャワーカーテンによるプライバシー保護、連絡ノートの渡し間違い防止、更に虐待初期対応ガイドで早期発見と専門機関との連携で対応している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	Ⓐ・b・c
市のホームページで保育内容、年間行事、健康診断などを紹介。地域だより（4回／年）で子育てサロンやなかよしクラブでの遊びから子育て相談の受付、保育園の行事、見学日案内など多くの情報をのせて、自治会での回覧をはじめ、地区センター、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、老人施設などに掲示している。見学日（2回／月）の来園者や随時の見学者などには園内見学と共に保育園自作パンフレットを渡し説明している。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	Ⓐ・b・c
入園時には宇都宮市の「教育・保育施設等入所のご案内」を配付し、変更があった場合には随時保護者に説明している。保護者への説明は「竹林保育園重要事項説明書」で入園時に説		

明し、保護者は承認し、同意書を提出している。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠ b・c
他の保育園などに変わる時などは、竹林保育園の住所・電話番号を記入してあるメッセージカードを送り、連絡・連携が取れるようにしている。公立保育園へ移る場合は健康診断票・歯科健診票の引継ぎを行なっている。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠ b・c
月間指導計画や週日案に、子どもの活動参加状況・子どもの満足度について評価反省を記載し、クラス会議で話し合い、次の保育に活かせるよう取り組んでいる。また、年2回の保護者役員会を実施し、園からの説明及び保護者からの意見等を聞く機会を設けると共に、保育参観アンケート、行事アンケート、個人懇談事前アンケート、保護者による保育士体験の意見、感想などを職員会議の中で検討し、保育に活かしている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠ b・c
宇都宮市の「苦情解決に関する要綱」が定められており、重要事項説明書の中で保護者に要望・苦情などに関する相談窓口や第三者委員について説明し周知を図っている。また、園内3カ所に苦情解決相談窓口についての掲示、ご意見箱の設置をする等、苦情解決の仕組みが確立されている。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠ b・c
重要事項説明書にて子育て相談やその他に関わる相談事業を行っている事を説明すると共に、掲示板にその方法を解りやすく掲示して周知を図っている。また、連絡帳や連絡ノートでのやり取りや職員が日常的に積極的に言葉かけを行うなど、保護者が相談しやすい環境作りへの取り組みを行っている。園内2ヶ所に設置したご意見箱の活用と、相談内容・その対応などについては「相談業務記録」「意見・提言対応記録」に記載し、職員の共通理解につなげている。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠ b・c
保護者からの相談や意見があった場合には、園長が中心となり内容を把握し改善できるもの、検討を要するものに仕分けすると共に、たけのこ掲示板に園からの対応を掲示している。保護者アンケートにも、「意見や要望に対してすぐに対応策などを提示してくれる」「きちんと対応している」の意見が多くあった。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠ b・c
事故発生時の対応マニュアルが整備され、職員会議等で職員への周知を図っている。日々の保育の中での事故やヒヤリハット報告を園長に随時行い、3カ月毎に担当職員が報告書をま		

<p>とめて職員会議の中で報告し、要因分析、対応策等を検討し事故防止につなげている。整備面では担当者を決め、遊具の安全点検を毎週月曜日に実施し記録すると共に、各クラスでの設備の改善点や修繕依頼を随時報告させ、園長・保育主任で確認し対応している。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	Ⓐ b・c
<p>「感染症予防と発生時対応マニュアル」の整備、「年間保健計画」が作成され年2回の評価反省等の見直しを行い、安全確保のための体制を整備している。年4回発行の保健だよりにて健康管理や病気予防についてのお知らせを各家庭に配布し、感染症発生時には、「感染症発生のお知らせ」と共にその感染症に関しての、家庭での注意点その他対応方法などを各クラスに掲示して保護者へ周知を図り拡大防止に努めている。また、研修に参加して他職員へ報告し、嘔吐処理の仕方などを実技で学びあっており、結果、各クラスに嘔吐処理グッズを作成・用意し迅速な処理対応につなげるなどの取組を行っている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	Ⓐ b・c
<p>災害時の避難場所について重要事項説明書の中で説明し、保護者に説明し周知を図っている。「消防計画書」を消防署に提出し、「避難・消火訓練年間計画」に基づき、毎月訓練を実施し、報告書を作成、見直し、反省を行い次回に活かしている。「公立保育園防災対策マニュアル」を基に「防火管理責任組織表」「自衛消防責任組織表」「職員の緊急連絡網」を作成し、時間外・休日などの災害も想定した緊急時の対応を園内研修で職員に周知し、組織的に取り組んでいる。園周辺の「ハザードマップ」を作成し、実際に保育士が歩いてみて安全確認し、散歩の出発時には園児全員の集合写真を撮り、その日の個々の服装・特徴などを記録し、もしもの非常時対応に備えている。「保護者のメール配信システム」の利用や「緊急時園児引き渡し票」を作成し災害発生時に備え訓練を実施している。また、園内に緊急時に備えての備品物品が備蓄されており、備品リストを作成し、食品などは定期的に賞味期間の確認・交換・入れ替えを行い災害時に備えている</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	Ⓐ b・c
<p>保育理念、保育方針、保育目標の提示に伴い、保育構想としてビジョンを策定し、具体的な取り組みを明文化している。毎朝の職員ミーティング時に保育理念・保育方針・保育目標を全員で唱和し、毎日の保育のスタートに確認・共有を図っている。また、保育課程のもと、各年齢ごとに年間指導計画を作成し、養護面、発達に沿った生活や遊びの計画、保育士の働きかけと環境などが細かく明文化されており、各クラスの日誌に保育課程、年間指導計画、月指導計画等を綴じ込み、常に確認できるようにしている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ b・c



<p>保育課程は年2回、年間指導計画は年4回、PDCAサイクルのもと、定期的に見直しを行い保育の質の向上に努めている。また、年齢ごとの遊びの年間計画を作成し健康、人間関係、環境、言葉、表現等年齢に応じた具体的内容が計画され、定期的に見直しを行うことでより現状に即した計画作りをしている。</p> <p>また、保育参観や保育士体験を通して保護者からの感想や意見・提案を得て、保育に反映している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	Ⓐ b・c
<p>3歳未満児及び発達支援児については個別の指導計画を作成し、3歳以上児については計画の中でアセスメントに基づき、一人ひとりに配慮した計画とし、特に配慮の必要な児の場合に個別の計画を作成している。また、一人ひとりに児童票を作成し、入所時、個人懇談、毎日の保護者とのやり取り、日常の活動の様子などの中から個別に具体的なニーズを把握し、指導計画の策定に反映している</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ b・c
<p>クラス会議で担当職員が話し合い、月間指導計画を基に週日案を作成し日々の保育をすすめており、保育日誌には毎日の評価・反省、週末の評価・反省を記入し園長へ提出し、記録確認・アドバイスなどをもらい、次週の計画作成につなげている。児童票は0,1歳児は毎月、2歳児は2か月、3歳以上児は3か月ごとに一人ひとりの見直し・評価を行い、その都度各児の現状にあった配慮、支援、目標設定等を行い健やかな発達につなげている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	Ⓐ b・c
<p>子ども一人ひとりの発達状況、生活状況等の経過を児童票や個別指導計画を作成し定期的に確認、見直しを行っている。健康チェック表、朝のミーティング、職員会議、クラス会議などで日々の情報交換を図り、職員間の周知、共有化を図っている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ b・c
<p>個人情報保護に関する園での取り組みとして、「個人情報の確認について」に基づいて保護者に説明し、園児の名前の表示やスナップ写真の貼りだしなどの確認書を提出してもらい、職員には「保育構想」、「保育士会倫理綱領」、「保育従事者の心構え」などを通して遵守を図っている。個人情報に関わる事で、内容により園長が対応を判断し、全職員に周知が必要な場合は職員会議や朝のミーティング時において報告し、園児ノートに記録して周知を図っている。</p>		

## A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㉖・b・c
保育課程は保育理念、保育方針、保育目標に基づき、保育に関する職員が子どもや家庭状況などを考慮して編成し、年度中盤で子どもの心身の発達や家庭・地域の実態に即した評価・見直しを行っている。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉖・b・c
保健環境チェック表により、各クラスで午前・午後に温度、湿度、換気を確認し、保育環境を整え、「保育園事故災害防止点検表」を毎日、「遊具安全点検表」を毎週チェックし園内外の保育環境が整備されている。また職員による環境委員会が設置され、園舎内外の整理整頓、廊下などの装飾、花壇の世話などの環境整備を年間計画に従って実施し、一人ひとりの子どもが心地よく寛いで過ごせる環境整備に取り組んでいる。また、未満児クラスでは清潔な環境を保つために上履きでの入室をしない等、絵本コーナーやパーテーションを設け子どもが寛いだり落ちつける環境を整備している。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉖・b・c
児童票の確認や個人懇談、連絡帳、連絡ノート、日々の保護者との対話等を通して、一人ひとりの子どもの発達過程や個人差、家庭環境などの理解を深めるよう努めている。一人ひとりの子どもを受容するための援助内容が年齢毎の年間指導計画に記されており、月の指導計画へとつなげ、それぞれの子どもの状態に応じた保育を行っている。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉖・b・c
個人懇談や日々の保護者との関わりの中で共通理解を深め、一人ひとりの子どもの家庭での生活状況や生活リズムを考慮し、個々に応じた基本的な生活習慣の習得を家庭と連携してすすめている。また、手洗いや歯磨きの具体的なやり方を解りやすく絵に描いて見やすい場所に掲示し、子ども自身がやろうとする意欲につなげている。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉖・b・c
年齢毎に発達に沿った「あそびの年間計画」が、子どもが主体的に活動できる環境、および保育士の配慮等を入れて作成され、多様な遊びが展開されている。週1回のどこでもランチで好きなクラスへ行っての昼食や、毎日のバイキング昼食や当番活動等、子ども主体の活動の場が設定されている。また、併設する子育てサロンやなかよしクラブ、地域の人達との交流などが定期的であり、いろいろな人たちとの関わりや機会が設定され、生活や遊びが豊かに幅広いものになっている。主体的な活動を大切にするためにも安全の約束を幼児組に掲示し、週末に全員で唱和する事で注意点や約束を確認し合い、安全についての意識付けを行っている。		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
一人ひとりの成長発達に沿った個々の指導計画を作成し、担任保育士が継続的かつ応答的な関わりを心がけ、愛着関係が持てるよう配慮している。保護者との家庭連絡帳、成長の記録「たけのこ」のやり取りや送迎時の関わりの中で保護者との信頼関係を深め、成長発達の姿を共有できるよう情報交換をしている。看護師や調理員との連携を深めながら、衛生管理に十分配慮すると共に、一人ひとりの状態に応じた離乳食の提供を図っている。また、眠る時は仰向けにし、定期的にブレスチェックや健康状態を確認し、「0歳児健康観察表」に記録するなど、乳児突然死症候群に関する必要な知識、対応が周知され、実施されている。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
家庭連絡帳や成長の記録「たけのこ」、送迎時の保護者との会話の中で日々の生活の様子や成長発達の姿を共有できるよう情報交換している。また、一人ひとりの成長発達に合わせて基本的な生活習慣が次第に身に着くよう個別指導計画を作成し、家庭と連携して取り組んでいる。また、成長発達に沿った「あそびの年間計画」が策定され、保育士と安定した関係の中で一緒に遊びながら言葉のやりとりや友達との関わり方、探索活動などが十分出来るよう安全に留意した環境が提供されている。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
一人ひとりの子どもの育ちに合わせて、家庭と連携を図りながら、基本的な生活習慣の定着を図ると共に、友達や他の人々との関わりを深め、いろいろなものへの興味関心を高めている。子ども達が主体的に遊べるよう戸外遊具を自分で出し入れしやすいよう配置したり、室内でもはさみや折紙など自由に選べ取り出せるよう、環境設定に留意している。園児一人ひとりに、保育所児童保育要録を作成し、学校との連携を図っていく事を重要事項説明書の中で保護者に説明し、保育所の保育が小学校以降の生活や学習につながるような活動を取り入れている。健康、人間関係、環境、言葉、表現を生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう、年齢毎に発達に合わせた「あそびの年間計画」が作成され実践している。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	①・b・c
個別に保育経過記録、指導計画を作成し、保護者や専門機関と連携しながら安心して生活を送る中で自己を十分発揮できるよう長期的見通しを持って、一人ひとりに応じた支援や保育の実施に取り組んでいる。2か月毎にケース会議を開き、共通理解や課題の見直し等を行い、職員全体に周知を図るよう報告会議を行っている。また、気になる子の対応について、市こども発達センターの「ここ・ほっと巡回相談事業」に相談依頼し、発達の特性に合わせた配慮・対応方法などについてアドバイスをもらい、保育に活かしている。子育ての悩み相談窓口として、こども発達相談室の案内チラシを全家庭に配布し情報提供している。発達支援児に関する研修会に参加し知識や情報を得て、研修結果を全職員に報告し共通理解と専門性を		

高めるよう努めている。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p>子どもの園での状況について、担当保育士から保護者への正確な伝達が図れるよう遅番保育士への引き継ぎを適切に行っている。また、幼児組・未満児組と別室に分かれ、それぞれの部屋にゴザを用意したり、好きなもので遊べるコーナーを作るなど、発達に合わせて家庭的にゆったり過ごせるよう配慮している。長時間保育を受ける子ども達には軽食の提供を行い、「延長保育検食簿」「延長保育日誌」に記録し、次の日に報告を行っている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉑・b・c
<p>就学を見通した取り組みとして、上履き・ハンカチの使用、カレンダー製作やドリルを使った文字の練習などを行う等、子どもや保護者が就学への期待と小学校の生活に見通しを持てるよう配慮している。小学校との連携として、年長児が小学校を訪問したり小学校の4年生が地域探検で来園し交流を図ったりしている。また、一人ひとりの保育所児童保育要録を作成し各学校へ提出し、入学前の情報交換の機会を得ている。学校側から電話での問い合わせや、来園されて話し合う等の情報交換の機会を設けている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉑・b・c
<p>入園、進級時に健康記録カードを提出してもらい、家庭での生活状況、既往歴や予防接種状況、乳幼児健診等子どもの健康状態に関する情報を得ている。健康管理マニュアルがあり、一人ひとりの一日の健康状態を「健康チェック表」に記入し、お迎え時に保護者に伝達する体制が確立されている。看護師が週3日勤務しており、0歳児クラスを保育士と一緒に担当すると共に、全園児の健康観察を行い「看護日誌」に記録し、必要があれば速やかに園長、保育主任と連携し衛生管理に関する体制作りを実施している。また、「年間保健計画」を作成し、年間を通じて子どもの安全と健康の確保に向けた取り組みを明文化すると共に、保健だよりを発行し保護者への情報提供などを行っている。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉑・b・c
<p>年2回健康診断・歯科健診を実施し、結果表にて保護者に知らせている。健康診断では、事前に家庭からの心配な点等を健康診断質問票にて提出してもらい、小児科医からの回答を得て家庭へ報告すると共に、保育にも反映している。歯科医からの歯磨きに関する話を「歯医者さんからのお話」として、わかりやすくまとめて保護者に配布し、歯磨きの大切さへの関心を高める取り組みを行っている。子ども達には歯の磨き方をわかりやすいイラストで掲示している。自分達の歯磨きの様子を地元テレビで放映された事もあり、イラストをみて確認しながら歯を磨く等、歯磨きへの関心がより高まっている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㉑・b・c
<p>アレルギーについては、入園時の聞き取りや健康診断時の判定などで確認し、「食物アレルギー対応マニュアル」「保育園給食における対応」「アレルギー対応食のための手順」に従い、基本的に医師からの「アレルギー対応食指示書」や保護者の「同意書」によって、除去食の提供</p>		

<p>をしている。個々に合わせた除去食をつくり、他と混同しないよう、個別のお盆にのせて食器に名前を付け、並べる場所も別にして保育士が直接配るなど、対応に十分な配慮をしている。与薬については、「宇都宮市における保育園の与薬ガイドライン」に沿って、医師からの「与薬対応指示書」、保護者からの「与薬依頼書」により「与薬受付簿」に記録し、園長が薬の管理を行い、必要な時間に園長が与薬している。</p>		
<p>A-1-(4) 食事</p>		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	①・b・c
<p>年齢ごとに「年間食育計画」が立てられ、「食べる事を楽しむ子ども・食べ方や食事のマナーを身につけようとする子ども」を目標に取り組んでいる。「食育活動計画」をもとに、園内で野菜栽培に取り組み、自分達で作った野菜を収穫し食べたり、時には自宅へ持ち帰り食し「持ち帰りカード」で調理法、感想を掲示するなどの取り組みを行っている。また給食室と連携して調理体験やバイキング、どこでもランチなどを実施し食事を楽しむ事や、「ひらがな献立」を作成し、子ども達が自分でメニューを確認し意識して味わうことで、食への関心をより高めるよう働きかけをしている。保護者に対して毎日の喫食状況を知らせるためにサンプルやレシピの提示を行うなど、食への理解を深める取り組みを実施している。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	①・b・c
<p>「年間食育計画」が作成され、保育課栄養士により毎月の献立表が作成され、各家庭に配布されている。毎月19日には調理員が子ども達と一緒に食事して、話を聞いたり喫食状況を確認する機会を設けている。「衛生管理マニュアル」に沿って料理を行い、検食簿にその日の喫食状況を記録し、月に一度給食会議を行い、喫食状況や残食などから献立に対する反省評価をし、保育課に提出し献立の見直しや改善につなげている。また、安心安全な食材の提供を図るため、毎月一回の放射能検査や年に1回1週間分の食材の放射能検査も行っている。(園で収穫した野菜も、検査を実施している)。</p>		

## A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	①・b・c
<p>年度初めに年齢ごとのクラス懇談資料を配布し、その年齢の特徴、年齢ごとの取り組みなどを解りやすく伝えると共に、個人懇談を実施し、家庭の様子や心配事、園での様子等の保護者との共通理解を図っている。また、保護者懇談会、保育参加の機会を設けたり、掲示板に年齢ごとの「今月の保育のねらい」、クラスには「週のねらい」「今週の予定」「今日の活動の様子」を掲示するなどして、保育の意図を理解したり、子どもの発達や育児を共に考える機会を設けている。</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	①・b・c
<p>日々のコミュニケーションにより保護者との信頼関係を構築し、いろいろな相談を受ける体</p>		

<p>制を整えている。相談を受けた場合は、児童票、業務記録、園児ノートに記載し、必要な部分については職員会議等で話し合い共通理解を図り、保護者支援を行っている。たけのこ掲示板に子育てに関する情報提供を行い、保護者が安心して子育てができるよう働きかけを行っている。</p>		
A⑱	<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>重要事項説明書の中で、虐待が疑われる子どもへの園での対応について説明している。各クラスには、「虐待対応マニュアル」「虐待早期発見チェックリスト」があり、速やかに確認・対応できるようにしている。朝の視診、着替え時のチェックなどに気を配り、早期発見に努めると共に、虐待の可能性があると感じた時は園長、主任に相談し、速やかに保育園内で情報を共有し対応を協議する体制がある。また、関係機関への連絡体制が確立している。</p>		

### A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>		
A⑳	<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p>保育課程は半期に一度、年間指導計画は年4回、月の指導計画は月末に、保育日誌は毎日・週末に評価反省を行い園長へ提出し、意見アドバイスをもらう等して、次の保育の見直しや改善へつなげている。また、年2回「自己評価チェックリスト」による評価を実施し、振り返りや気づきについて園内研修を行い、自らの保育を振り返り、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>		